

地区薬剤師会 医療保険担当役員殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
副会長 山 田 純 一

令和2年5月調剤分の調剤報酬の概算前払いの実施について

平素は当会の会務推進にご理解ご協力賜り心より御礼申し上げます。

さて、別紙の通り、令和 2 年 5 月 27 日付 日薬業発第 97 号にて日本薬剤師会より通知がありました。

今般、新型コロナウイルス感染症への対応により資金調達が困難となった保険薬局等について、(独)福祉医療機構、(株)日本政策金融公庫等の融資が実施されるまでの間の支援対策として、本来令和 2 年 7 月に支払われる令和 2 年 5 月調剤分の調剤報酬の一部を本年 6 月に受け取ることを希望する保険薬局に対して、概算前払いが実施されることとなりました。

概算前払い額は、令和 2 年 4 月調剤分(6 月支払分)の額と令和元年 12 月から令和 2 年 2 月調剤分の 3 か月分の平均額との差額に 8 分の 10 を乗じた額とすること、当該前払い額は、翌 7 月の調剤報酬支払時に減額することとされております。

また、本件に係る申請は、5 月 27 日(水)より 6 月 5 日(金)の期限限定とされており、社会保険診療報酬支払基金(支払基金)及び東京都国民健康保険団体連合会(国保連合会)に各々が手続きすることとなります(下記のホームページ参照)。

なお、上記金融機関等から融資が実施されるまでの短期間の資金繰りのための前払い支援であることにご留意ください。

つきましては、ご多忙の折恐縮ですが、貴地区会員薬局への早急なご周知をお願いいたします。

記

申請期間: 令和 2 年 5 月 27 日より 令和 2 年 6 月 5 日(金) (郵送の場合は必着)

申 請 先:

- ・東京都国民健康保険団体連合会 <https://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/>
- ・社会保険診療報酬支払基金 <https://www.ssk.or.jp/oshirase/maebarai.html>